

Vみんなのエシカルフードラボ
「エシカルフード基準」
(中小企業ver.)
第4版



V みんなの
エシカルフード
L A B

2025年6月25日
CCCMKホールディングス株式会社

目次

1. エシカルフード基準作成の背景・目的

1.1 はじめに

1.2 プロジェクトのステップ

2. エシカルフード基準の概要

2.1 はじめに

2.2 エシカルフード基準の構造と概要

2.3 エシカルフード基準しきい値の考え方

3. エシカルフード基準（中小企業ver.）

4. 小項目の解説

5. 用語解説

6. エシカルフードアクションスコア

6.1 エシカルフードアクションスコア概要

6.2 エシカルフードアクションスコアの対象商品

7. エシカルフード基準策定メンバー

(別紙)第4版、第3版、第2版の改訂内容

1. エシカルフード基準作成の背景・目的

現在私たちを取り巻く環境には、貧困や飢餓、教育など未だに解決を見ない社会面の開発課題、エネルギーや資源の有効活用、働き方の改善、不平等の解消などすべての国が持続可能な形で経済成長を目指す経済課題、そして地球環境や気候変動など地球規模で取り組むべき環境課題といった世界共通の社会問題があり、2030年を達成年限とした「SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)」が設定されています。中でも私たちが生きていく上で重要かつ必要不可欠な「食」は、食料の一次生産から最終消費まで、生産・加工・流通・保管・販売とあらゆるステークホルダーが連携したフードチェーンで構成されており、生活者ひとりひとりにとって最もシンプルで分かりやすく、日々の生活の中でサステナビリティ(持続可能性)に取り組むことができる領域の一つです。一方、持続可能な食に目を向けると、農水産物生産にあたっての環境配慮の不足、年々増加する生産・輸送時のエネルギーや水の使用量・排出量の増加、食品ロス問題や過剰梱包、労働者への不公正な賃金の支払いといった倫理的(エシカル)配慮が不足しているさまざまな課題が存在しています。変わりゆく時代の中で、生活者ひとりひとりが毎日の食事、毎日の買い物の中で、それぞれの生活にあったエシカルな食品を選んでいくこと、少しずつ考えていくことで、やがて持続可能な食の実現に近づけていくことができると考えています。

CCCMKホールディングスは、「Vポイント」(旧名称:Tポイント、以下「Vポイント」)をご利用いただく1.3億人(有効ID数)の会員基盤、「Vポイント」を通じてお預かりした購買・行動データやペルソナデータなど多種多様なデータを活用し、地域が抱える社会課題の解決や地域共生につなげていく社会価値創造プロジェクト「Tカードみんなのソーシャルプロジェクト」を2016年に開始しました。「Tカードみんなのソーシャルプロジェクト」では、日本の一次生産者が抱える課題を継続した6次産業として実現すべく取り組んだ「三陸の牡蠣プロジェクト」、サイズが不揃い・魚種がマイナー・一定のロットに満たないなどさまざまな理由により流通されない“未利用魚”に付加価値をつけることで、生活者の共感を得ながら“未利用魚”を活用していく「五島の魚プロジェクト」をもとに商品開発を行ってきました。

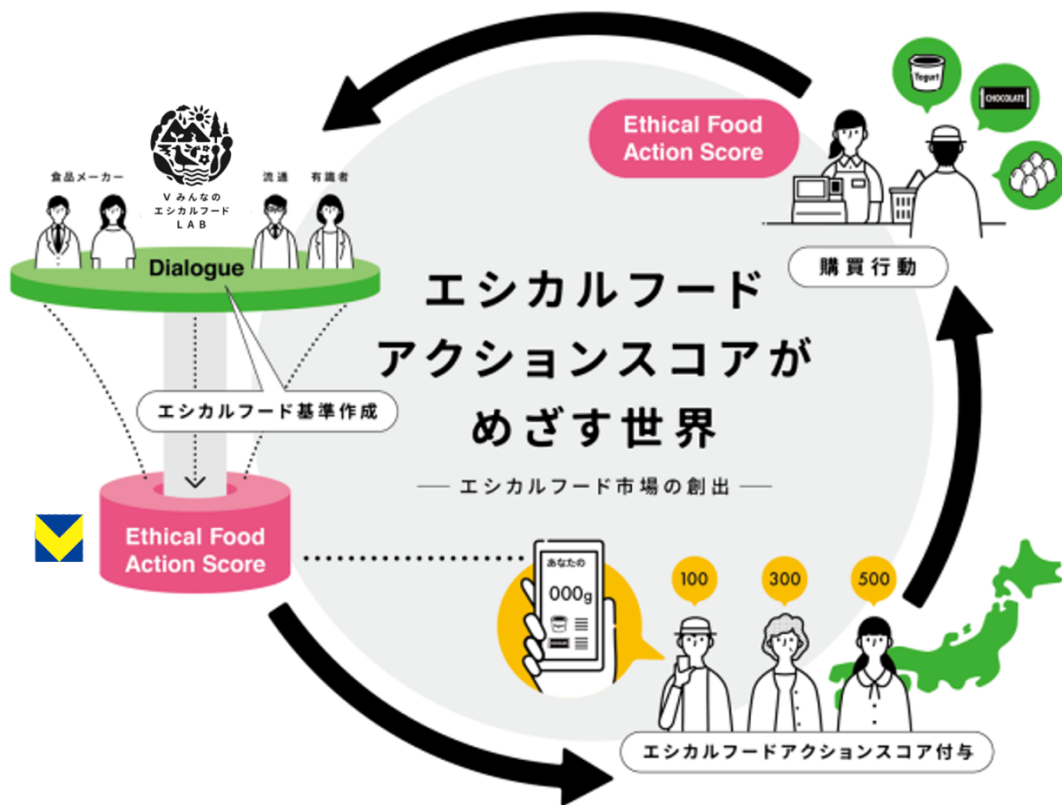
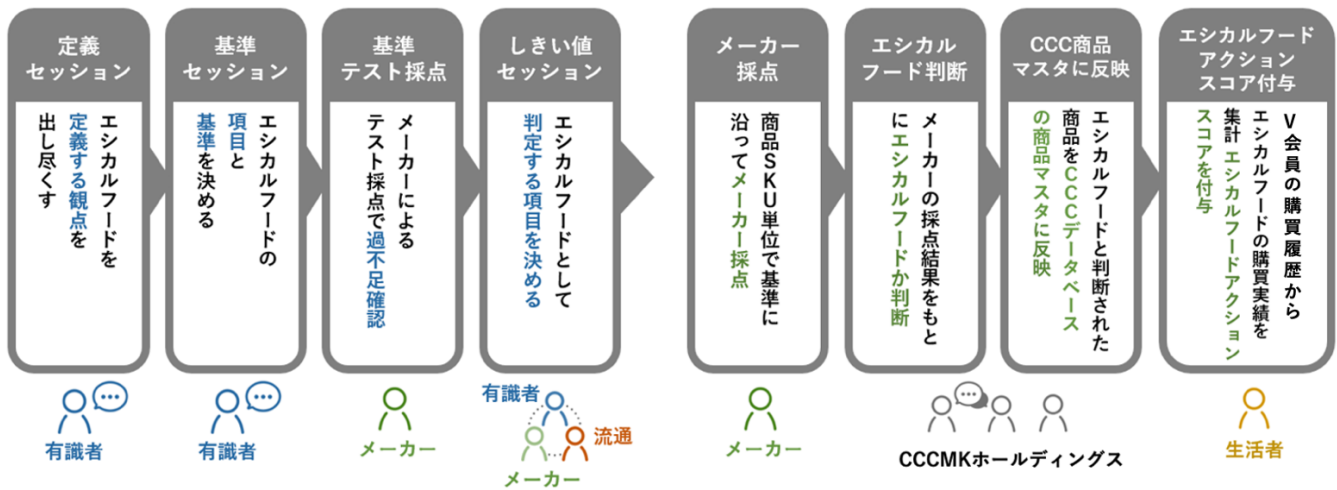
私たちはこれまでのプロジェクトを通じて、持続可能な食の課題に直面するとともに、日本の食文化の未来を築いていくことの可能性を認識することができました。そして、これまでに得た経験を活かし、一地域、一企業だけでは解決が難しかった課題に対して、生活者を中心に業界を超えたさまざまな知見を有するステークホルダーと対話を重ねながら、世界的な課題である持続可能な食につながるエシカルフードアクションについて考え、行動していく共創型プラットフォーム「V みんなのエシカルフードラボ」を2021年3月に発足しました。

私たちCCCMKホールディングスは、Vポイントをご利用いただくお客さまからお預かりした「食」にまつわるさまざまなデータが、そのひとりひとりとつながっているからこそサステナブルなソーシャルインパクトを「食」の領域で起こすことができるのではないかと考えています。よりよい消費行動を選択する生活者の指標を策定することで、社会におけるエシカルフードアクションを促進できるのではないかと考えています。現在、世の中にエシカルフードの明確な定義や基準がなく、どの食品がエシカルなのかが生活者から見ると、分かりづらい状況です。生活者がいつも利用する店舗で購入する食品にもエシカルフードがあり、どの食品がエシカルなのかをお知らせするために、私たちは「エシカルフード基準」を作りました。今後は、この基準をもとにした「エシカルフードアクションスコア」を提供していくことで、生活者、メーカー、流通など「食」に関わるあらゆるステークホルダーの方々と共に、エシカルフードが社会に少しでも浸透していくことを願っています。そして、「V みんなのエシカルフードラボ」の活動ひとつひとつを積み上げ、未来につながる食の循環を作ることに貢献してまいります。

なお、「エシカルフード基準」は大手企業向けと中小企業向けを策定しており、中小企業向けについては、中小企業法に定義された「中小企業者」及び「小規模企業者」を対象としています。

エシカルフード基準作成

エシカルフードアクションスコア付与



2. エシカルフード基準概要

2.1 はじめに

■世界と日本のエシカル消費について

環境破壊や人権侵害といった社会問題に対し、倫理的に配慮された商品やサービスを購入することで問題解決を図るのが「倫理的消費」つまり「エシカル消費」です。エシカル消費の原型となる考え方は、相手国の文化を尊重し、公正な価格での貿易を実現するための手法であるフェアトレードや、家畜の福祉を実現するアニマルウェルフェアなどのように、1900年代から欧米を中心に現れてきました。

1980年代以降になると、さまざまな社会問題を解決するアプローチとして、問題のある商品やサービスをボイコット（不買運動）し、問題解決につながる商品やサービスをバイコット（応援購入）するという動きが欧米で興りました。こうした運動を契機に、多くの分野の社会問題を解決するための消費行動としてのエシカル消費という言葉が生まれました。

いま世界では、国連が定めたSDGsのように持続可能性を確保し、環境や人権を尊重しながら開発を進めることが重視されています。SDGsには多くの目標とゴールが記されていますが、それらに一貫しているのは、人権や自然環境などの対象に倫理的（エシカル）な配慮がなされているということです。エシカル消費はいまや社会で起きているさまざまな問題を解決するためのキーワードであると言えます。

日本でも2010年以降、エシカル消費について周知が始まり、企業や消費者の間に認知されつつあります。もちろん日本も欧米とは違う文脈で、さまざまな分野の社会問題に対する倫理的なアプローチは行われてきました。しかし、欧米で議論されてきたエシカル問題と日本のそれとの間には歴史的・文化的な違いがあります。たとえば、欧米ではアニマルウェルフェアの遵守への関心が大きいのですが、日本ではそれほど関心が高くありませんでした。このように、それぞれの国や地域の歴史的な背景によって、何がエシカルかという認識が異なります。

ただし、SDGsの価値観を世界で共有する現在では、世界のエシカル意識を理解し、昇華した上で導入する必要があります。もちろんその一方で、日本独自のエシカルについても正しく発信していくことも重要です。また、日本が属するアジア地域における文化や歴史的背景は、欧米のそれとは異なります。つまり、アジアにおけるエシカル意識をどう共有していくかということも今後の重要な課題です。

こうした認識のもと、私たちは「エシカルフード基準」を作成しました。エシカルな消費を拓いていくためには、いったいどのような商品が倫理的な配慮がなされたものなのかを知ることが欠かせません。このエシカルフード基準は、ある食品に倫理的な配慮がなされているかどうかを確認するために生み出された基準のひとつです。世界のエシカル意識を踏まえた上で、日本の文化・歴史的背景を加味し、独自の基準を作成しました。この基準は固定的なものではなく、社会のあり方や、人の価値観の変化に伴ってアップデートをしていく予定です。

■エシカルフードに含まれるエシカルの範囲

基準を作るにあたって、まずこの基準が対象とすべき社会問題の範囲を考えました。エシカル消費の議論が盛んな欧米の先行事例を勉強していくと、問題とされているテーマ領域は「環境」「動物」「人」に収斂していくということに行き着きました。

気候変動を呼び起こす森林破壊や、開発に伴う環境汚染、資源の収奪による生物多様性の喪失といった環境問題は、いまや社会問題の筆頭にあげられるものとなりました。一方、人権侵害や労働者の搾取、児童労働など、人に対する諸問題も、解決すべき大きな問題であり続けています。そして、理不尽な動物実験や工業的畜産など、動物の権利を軽視して生み出された商品やサービスにも厳しい眼が向けられるようになりました。このように、「環境」「動物」「人」という大きな三つの分野に対する倫理的配慮がなされていることが、欧米でのエシカル消費の基本的な姿と言えます。

私たちは、エシカルフード基準を作成するにあたり、この三つの分野に関する基準を設けることはもちろんですが、そこにもう一つ「社会」という基準を設けることにしました。ここでいう社会とは、地域といってもよいかもしれません。現在の日本が直面する社会問題の中で、地域における持続可能性の欠如というテーマがとても大きな比重を占めていると考えています。日本の豊かな自然や、その恵みとも言える食文化は、おおむね地方によって生み出さ

れたものがベースとなっています。しかし、現在の地方では里山を中心とする生物多様性や水源、景観の維持といった重要な社会インフラが維持できなくなりつつあります。都市部においても、地域社会のコミュニティの断絶や破壊、社会不安が引き起こされています。地域がこれまで行ってきた営みを持続できるような取り組みは、エシカルであると評価する必要があると考えています。そこで、日本におけるエシカルのテーマとして「社会」に対する倫理的配慮がなされていることを重視することとし、基準項目を検討しました。

私たちのエシカルフード基準は、「環境」「動物」「人・社会」に対し、倫理的配慮を行った食品とは何かを確認するための一つの基準にしていきたいと思っています。

■基準作りのプロセス

エシカルフード基準を作るにあたっては、食の生産・流通・販売・マーケティングといったそれぞれの段階に関わる人や、「環境」「動物」「人・社会」における問題に取り組んでいる専門家がチームを組み、基準がどうあるべきかを幾度となく対話しました。その上でワーキンググループを作り、日本において倫理的な問題を判断する基準項目を作成しました。

基準項目については、世界のエシカル意識と同期させる必要があります。そこで、欧米におけるエシカル消費のムーブメントを生み出してきた中心的存在と言える、イギリスのエシカルコンシューマー・リサーチ・アソシエーション (Ethical Consumer Research Association) にコンタクトしました。彼らはエシックスコア (EthicScore) という、500項目以上にわたるエシカル消費の基準を作成し、企業や商品・サービスを評価し、公開している団体です。その中心人物であるロブ・ハリスン氏に、エシックスコアを丹念にレクチャーしてもらいつつ、ワーキンググループが作成した基準案に対するコメントをいただくことで、世界と日本のエシカル意識をバランスさせた基準項目を作成しました。

こうしてワーキンググループが作成した基準項目案を一つ一つ、専門家が顔を合わせるセッションで対話し、その妥当性を検討してきました。

■基準の構成 企業評価とフード評価

基準は「企業評価」と「フード評価」に分かれた構造となっています。

「企業評価」は、対象となる食品を製造・販売する企業が、どのような倫理的配慮をしているかということの評価する基準です。エシカルコンシューマーにおける評価基準であるエシックスコアはこの企業評価がベースとなっており、その企業が「環境」「動物」「人」といった分野で倫理的配慮をしているかどうかを、専属のリサーチャーが調査し評点をつけるものとなっています。これにならい、私たちのエシカルフード基準でも、当該企業がどのような基本的な方針を持って企業活動を行っているかを確認するため、「環境」「動物」「人・社会」で求められる倫理的配慮について基準化をしました。また、企業評価にはもう一つ「政治」という要素も盛り込みました。企業活動と政治の関係が、倫理にもとる状況を生み出している可能性はこの国でもあります。そうしたことから、政治的な方針や活動についても基準としました。

もう一つの「フード評価」は、対象となる食品そのものの倫理的配慮に関する基準です。どのような原料を用いているか、どのような容器・包装を用いて世に出しているかという部分を重視しました。

今回公表する企業評価とフード評価からなる「エシカルフード基準」は、認証制度ではなく、生活者にエシカルフードを示すための指標です。生活者自身が購入する商品がどのようにエシカルであるか認識することができ、また企業にとっても製造する商品がどのようにエシカルであるか判断できるように作成いたしました。この「エシカルフード基準」によって、エシカルフードやエシカル消費が社会に浸透していくことを願っています。

2.2 エシカルフード基準の構造と概要

エシカルフード基準には「企業評価」と「フード評価」の2つの大項目があります。

「企業評価」は4つの大項目に、15の分野に関する中項目と、37の小項目で構成されており、「フード評価」は2つの大項目に、9の小項目で構成されています。

「企業評価」

大項目	中項目	概要
環境	環境報告	気候変動対応、森林資源・水資源保全などの環境問題対策方針・取り組みに関する項目
	気候変動	温室効果ガス削減に向けた取り組みに関する項目
	汚染と廃棄	大気・水質・土壌の汚染防止と廃棄物削減に向けた取り組みに関する項目
	生物の生息域と資源	生物多様性保全の重要性、森林破壊防止・水の持続可能な使用に向けた取り組みに関する項目
動物	動物の福祉及び権利	動物の福祉及び権利保護に向けた取り組みに関する項目
	動物実験	動物実験廃止に向けた取り組みに関する項目
	工業的畜産または集約的畜産	工業的畜産または集約的畜産（肉用牛飼養・養豚・養鶏・卵・乳牛）の生産・使用低減に向けた取り組みに関する項目
人・社会	人権	人権保護に向けた方針・取り組み、および差別防止の取り組みに関する項目
	労働者の権利	労働者に対する強制労働の禁止、労働者の権利（労働時間・適正賃金・安全な職場環境等）の担保、および差別防止のための取り組みに関する項目
	サプライチェーンマネジメント	倫理的な原材料調達方針・取り組み、及びサプライチェーンに関わる人たちの人権に配慮した取り組みに関する項目

	無責任なマーケティング	無責任なマーケティングを防止するための取り組み、および不適切な表示(グリーンウォッシュ等)を防ぐための仕組みに関する項目
	地域／コミュニティ・社会への貢献	日本の地域社会活性化に向けた取り組み(事業所などの拠点がある地域への貢献・地産地消のものづくり・社会貢献活動のサポート)と、日本の伝統的な製造法や製品の継承に関する項目
政治	議論のある科学技術の利用	遺伝子組み換え技術やゲノム編集技術など議論のある科学技術の利用に関する項目
	政治活動	政治活動(政治献金／寄付・ロビー活動)に関する情報開示、および法的・政治的手段を活用した情報操作に関する項目
	反社会的財務活動	反社会的財務活動防止に関する項目

「フード評価」

大項目	概要
調達	倫理的な原材料調達の方針・製品における取り組み、および生産者・サプライヤとの取引に関する項目
包材	製品の容器・カトラリー・包材等の3Rと持続性と環境に配慮した素材調達に関する項目

2.3 エシカルフード基準しきい値の考え方

エシカルフード基準は、商品がエシカルであるかを確認するための指標です。

エシカルフードを世の中に示す際の基準として2025年時点で満たしてほしい小項目にしきい値を設定しています。

企業評価のしきい値は、法令遵守に準拠した小項目が10個と、大項目「環境」に含まれる小項目のうちいずれか2個、フード評価のしきい値は、大項目「調達」に含まれる小項目のうちいずれか1個です。

この合計13個のしきい値を全て満たした商品がエシカルフードとなります。採点する企業は全ての基準に対して自己評価を行い、当該商品の基準が満たされている商品はエシカルフードとして示されます。

2025年時点のしきい値は、世界および日本国内の時勢を鑑みながら設定されたものであり、世界規模で解決すべき環境問題や人権問題を優先いたしました。動物および政治については日本の現状を踏まえて実効性のある小項目を対象としています。今後社会のあり方や、人々の価値観の変化に伴ってアップデートをしていく予定です。

※フード評価のしきい値は大項目「調達」に含まれる小項目のうちいずれか1個ですが、小項目07.「倫理的認証を有する製品を使用している」のみ、9つの詳細基準それぞれにしきい値を設定しており、該当する原材料のしきい値を満たした場合に、小項目としてのしきい値を1個満たしたことになります。

3.エシカルフード基準(中小企業ver.)

エシカルフード基準は大項目・中項目・小項目・基準で構成されており、採点する企業は全ての小項目に含まれる基準に対して自己評価を行います。

なお事業の特性上、小項目の内容に関わりがない場合は、「関与していない」の基準を選択することができます。

※しきい値が設定されている小項目には、小項目および基準に色が網掛けされ、しきい値に「●」が示されています。

企業評価

大項目01.「環境」

中項目		小項目		基準	しきい値
01	環境報告	01	気候変動、森林資源・水資源保全などの環境問題について方針を持っており、その取り組み結果を公開している	01 気候変動、森林資源・水資源保全などの環境問題について企業として取り組み計画を含めた方針を持っており、その取り組み結果をCSRレポートや事業報告書などの形式で公開している	
				02 上記にあてはまらない	
02	気候変動	01	温室効果ガス削減に向けて取り組んでいる	01 自社の排出量など現状を把握・削減の目標値を設定し、改善に向けた取り組み（省エネ、再生可能エネルギーの利用など）を行なっている	
				02 温室効果ガス削減に向けた取り組み（省エネ、再生可能エネルギーの利用など）を行なっている。	
				03 上記のいずれにもあてはまらない	
03	汚染と廃棄	01	大気・水質・土壌の汚染防止に取り組んでいる	01 大気・水質・土壌の汚染防止における法規制値を遵守している	●
				02 上記にあてはまらない	
		02	廃棄物全般の削減に向けて取り組んでいる	01 廃棄物全般の削減に向けて取り組んでいる	
				02 上記にあてはまらない	
		03	食品の可食部や不可食部（食品ロス）の削減に取り組んでいる	01 食品の可食部や不可食部（食品ロス）の廃棄削減に取り組んでいる	
				02 上記にあてはまらない	
04	生物の生息域と資源	01	生物多様性保全の重要性について理解している	01 生物多様性保全に関する問題と取り組みの重要性について理解し、社内でも共有できている	
				02 上記にあてはまらない	
		02	森林破壊の防止に向けて取り組んでいる	01 森林破壊の防止に向けて取り組んでいる 取り組み例の一部： ・再生紙やFSC認証、フェアトレード認証などを取得した紙の使用 ・紙袋などの過剰包装の削減 ・間伐材の利用 ・植樹など森林の整備 など	
				02 上記にあてはまらない	
		03	水の持続可能な使用に取り組んでいる	01 水の持続可能な使用に取り組んでいる 取り組み例の一部： ・節水 ・水の循環利用 ・水源の涵養 など	
				02 上記にあてはまらない	
		04	トレーサビリティが確保された水産物（生産者が特定できる水産物）を調達している	01 トレーサビリティが確保された水産物（生産者が特定できる水産物）を調達している	
				02 事業領域の特性上、漁業に関与しているが、上記にあてはまらない	
				03 事業領域の特性上、漁業に関与していない	

大項目02.「動物」

中項目		小項目		基準		しきい値
01	動物の福祉及び権利	01	動物の福祉及び権利（「5つの自由」に準拠する）の保護に取り組んでいる 5つの自由 1. 飢えと渇きからの自由 2. 不快からの自由 3. 痛み・傷害・病気からの自由 4. 恐怖や抑圧からの自由 5. 正常な行動を表現する自由	01	動物の福祉及び権利（「5つの自由」に準拠する）の保護に取り組んでいる 5つの自由 1. 飢えと渇きからの自由 2. 不快からの自由 3. 痛み・傷害・病気からの自由 4. 恐怖や抑圧からの自由 5. 正常な行動を表現する自由	
				02	事業領域の特性上、動物の権利の保護を必要とするが、上記にあてはまらない	
				03	事業領域の特性上、動物の権利の保護を必要としない	
02	動物実験	01	食品の分野において、動物実験廃止に向けて取り組んでいる 動物実験廃止とは： ・ヘルスクレーム実験を廃止している ・法規制や国・行政要請がある場合を除き、動物実験を廃止している	01	動物実験廃止に向けて取り組んでいる	
				02	動物実験を行っているが、上記にあてはまらない	
				03	事業領域の特性上動物実験を必要とせず、これまで動物実験を実施していない	
03	工業的畜産または集約的畜産	01	工業的畜産または集約的畜産（肉用牛飼養・養豚・養鶏・卵・乳牛）の生産・使用低減に向けて取り組んでいる	01	工業的畜産または集約的畜産（肉用牛飼養・養豚・養鶏・卵・乳牛）の生産・使用低減に向けて取り組んでいる	
				02	工業的畜産または集約的畜産の生産・使用をしているが、上記にあてはまらない	
				03	事業領域の特性上畜産物を必要とせず、これまで工業的畜産または集約的畜産の生産・使用を実施していない	

大項目03.「人・社会」

中項目		小項目		基準		しきい値
01	人権	01	人権保護のための方針がある	01	人権保護に関する問題と取り組みの重要性について理解し、社内 で共有できている。 その上で、人権保護のための方針が策定されている。	
				02	人権保護に関する問題と取り組みの重要性について理解し、社内 で共有できている	
				03	上記のいずれにもあてはまらない	
		02	人種や国籍、民族、宗教、年齢、性別、性自認、性的指向、障がい、信条、出自、階級またはカーストなどを理由とする差別を防ぐための取り組みを行っている（労働者やサプライチェーンに対する取り組みも含む）	01	人種や国籍、民族、宗教、年齢、性別、性自認、性的指向、障がい、信条、出自、階級またはカーストなどを理由とする差別を防ぐための取り組みを行っている（労働者やサプライチェーンに対する取り組みも含む） 取り組み例の一部： ・コンプライアンス規定など差別を防ぐための規定や方針の策定 ・社内教育の実施 ・通報窓口の設置 など	
				02	上記にあてはまらない	
02	労働者の権利 労働者は雇用形態に関わらず自社で実際に働いている人を指します	01	実際の労働時間を適正に把握・管理しており、違法な長時間労働が行われていない	01	実際の労働時間を適正に把握・管理しており、違法な長時間労働が行われていない。	●
				02	上記にあてはまらない	
		02	賃金はその地域における最低賃金を上回っており、実際の労働時間に基づき計算された賃金全額が適切に支払われている	01	賃金はその地域における最低賃金を上回っており、実際の労働時間に基づき計算された賃金全額が適切に支払われている	●
				02	上記にあてはまらない	
		03	労働者に対し違法な罰則（罰金・ペナルティなど）を科していない	01	労働者に対し違法な罰則（罰金・ペナルティなど）を科していない	●
				02	上記にあてはまらない	
		04	団結権および団体交渉権、団体行動権を拒否していない ※国憲法第28条では、労働者の権利として、「団結権」「団体交渉権」「団体行動権」といった3つの権利を認めており、これらをまとめて労働三権と呼んでいる。	01	団結権および団体交渉権、団体行動権を拒否していない	●
				02	上記にあてはまらない	

		05	強制労働や児童労働を行っていない	01	強制労働や児童労働を行っていない	●
				02	上記にあてはまらない	
		06	ダイバーシティを推進するため、多様な働き方を 実現できる制度を整備している	01	ダイバーシティを推進するため、多様な働き方を 実現できる制度を整備している	
				02	上記にあてはまらない	
		07	危険な作業環境を排除するなど、安全な職場環境 を確保している	01	危険な作業環境を排除するなど、安全な職場環境を 確保している	●
				02	上記にあてはまらない	
		08	法令上必要な労働安全衛生管理体制（健康診断の 実施など）が構築・運用されている	01	法令上必要な労働安全衛生管理体制（健康診断の実 施など）が構築・運用されている	●
				02	上記にあてはまらない	
		09	ハラスメント対策を行っている	01	ハラスメント対策を行っている	
				02	上記にあてはまらない	
03	サプライ チェーンマ ネジメント	10	労働者の権利を侵害するインシデントが発生した 際に、実態調査を行い改善のための取り組みを実 行することができる	01	労働者の権利を侵害するインシデントが発生した際 に、実態調査を行い改善のための取り組みを実行す ることができる	
				02	上記にあてはまらない	
		01	原材料調達に関して倫理的な調達方針があり、調 達方針が適用されている ※倫理的な調達方針：「環境」「動物」「人・社 会」の全てに対する配慮	01	原材料調達に関して倫理的な調達方針が明文化され ており、調達方針が適用されている	
				02	原材料調達に関して倫理的な調達方針は明文化され ていないが、社内検討のもと倫理的な調達が行われ ている	
				03	上記のいずれにもあてはまらない	
		02	原材料の調達から製品を消費者に届けるまに関 わるサプライチェーンで働く人々に対して、人権や 労働者の権利などが守られているか、取引先に対 して確認を行なっている	01	原材料の調達から製品を消費者に届けるまに関わ るサプライチェーンで働く人々に対して、人権や労働 者の権利などが守られているか、取引先に対して確 認を行なっている 確認する観点例： ・適正な労働時間の管理 ・適切な賃金の支払い ・団結権、団体交渉権、団体行動権の保障 ・強制労働・児童労働の禁止 ・差別の禁止 ・安全で衛生的且つ健康的な労働環境の提供 ・非人道的な扱いの禁止 ・労働者の権利に関して母国語かつ匿名で通報でき 、それが中立的に調査・管理される仕組みがある など	
04	無責任な マーケティング			02	上記にあてはまらない	
		01	事実とは異なるイメージや表現で誤解をさせる恐 れのある広告（グリーンウォッシュ）、子どもにと って不適切な商品の広告など無責任なマーケティング を防ぐための取り組みを行なっている	01	事実とは異なるイメージや表現で誤解をさせる恐れ のある広告（グリーンウォッシュ）、子どもにとって 不適切な商品の広告など無責任なマーケティングを防 ぐための取り組みを行なっている 取り組み例の一部： ・社内でのチェックの実施 ・ガイドラインの策定・周知 ・社内教育の実施 など	
				02	上記にあてはまらない	
		02	不良品などが発生した際に、トレースフォワード による商品回収を行うとともに、適切な情報開示を 行うことができる	01	不良品などが発生した際に、トレースフォワードによ る商品回収を行うとともに、適切な情報開示を行うこ とができる	●
				02	上記にあてはまらない	
		03	メディアや消費者団体などからの企業や固有ブラン ドへの批判に対して、自社の考え方を回答したり、 組織内で意見・要望の内容を共有するなど対応してい る	01	メディアや消費者団体などからの企業や固有ブランド への批判に対して、自社の考え方を回答したり、組織 内で意見・要望の内容を共有するなど対応している	
				02	上記にあてはまらない	

		04	パッケージデザインや宣伝販促活動において、人種や国籍、民族、宗教、年齢、性別、性的指向、障がいなどを理由とする差別を防ぐ取り組みを行なっている	01	パッケージデザインや宣伝販促活動において、人種や国籍、民族、宗教、年齢、性別、性的指向、障がいなどを理由とする差別を防ぐ取り組みを行なっている 取り組み例の一部： ・社内でのチェックの実施 ・ガイドラインの策定・周知 ・社内教育の実施 など	
				02	上記にあてはまらない	
05	地域／コミュニティ・社会への貢献	01	日本国内の事業所や工場など拠点がある地域に対して、経済的・社会的に貢献している	01	日本国内の事業所や工場など拠点がある地域に対して、経済的・社会的に貢献している 取り組み例の一部： ・地域における雇用創出 ・地域から原材料・資材・サービス調達 など	
				02	上記にあてはまらない	
		02	日本国内で地域／コミュニティ貢献活動や社会貢献活動を実施している	01	日本国内で地域／コミュニティ貢献活動や社会貢献活動を実施している 取り組み例の一部： ・寄付などの支援活動 ・貢献活動への従業員の参加のサポート など	
				02	上記にあてはまらない	
		03	次世代に残す意義がある日本の伝統的な製造法や製品の継承に取り組んでいる	01	次世代に残す意義がある日本の伝統的な製造法や製品の継承に取り組んでいる 対象となる製造法や製品の継承： ・農林水産省の「地理的表示(GI)保護制度」登録加工品 ・文化庁の無形文化財 ・ユネスコ無形文化遺産 ・世界農業遺産、日本農業遺産の対象地域で作られた農産物	
				02	上記にあてはまらない	

大項目04.「政治」

01	議論のある科学技術の利用	01	遺伝子組み換え技術やゲノム編集技術など議論のある科学技術の利用に対する会社としての考え方をホームページなどで公表している	01	遺伝子組み換え技術やゲノム編集技術など議論のある科学技術の利用に対する会社としての考え方をホームページなどで公表している	
				02	上記にあてはまらない	
02	政治活動	01	政治活動（政治献金／寄付・ロビー活動）に関して情報を開示している	01	政治活動（政治献金／寄付・ロビー活動）に関して情報を開示している	
				02	政治活動（政治献金／寄付・ロビー活動）を行なっているが、上記にあてはまらない	
				03	政治活動（政治献金／寄付・ロビー活動）を行なっていない	
		02	法的または政治的手段による批判の封じ込めを行っていない	01	法的または政治的手段による批判の封じ込めを行っていない	
				02	上記にあてはまらない	
03	反社会的財務活動	01	自社において反社会的財務活動を行っていない	01	自社において反社会的財務活動を行っていない 自社における反社会的財務活動の例： ・不当に過度な報酬の支払い ・インサイダー取引 ・価格協定 ・賄賂の支払いなど汚職行為 など	●
				02	上記にあてはまらない	

フード評価

大項目01.「調達」

小項目		基準		詳細基準		しきい値
01	原材料調達において、自社の倫理的な調達方針に基づいた生産者・サプライヤから調達している ※倫理的な調達方針：「環境」「動物」「人・社会」の全てに対する配慮	01	当該商品の主たる原材料の生産者・サプライヤが、倫理的な調達方針（明文化されていないが社内検討・共有されている場合も含む）に基づいて実践していることを訪問するなどして確認している			
		02	上記にあてはまらない			
02	当該商品の主たる原材料に関して、生産者・サプライヤを指定しての長期的（3年以上の継続）な取引を行っている	01	当該商品の主たる原材料に関して、生産者・サプライヤを指定しての長期的（3年以上の継続）な取引を行っている			
		02	上記にあてはまらない			
03	温室効果ガスの削減に向けて、製造・輸送における排出量の観点から当該商品の原材料の見直しなどを行っている	01	温室効果ガスの削減に向けて、製造・輸送における排出量の観点から当該商品の原材料の見直しなどを行っている			
		02	上記にあてはまらない			
04	原材料調達において、温室効果ガス排出量の少ない原材料を使用している	01	原材料調達において、温室効果ガス排出量の少ない原材料を使用している 【取り組み例】 ・同一原材料でも温室効果ガスの排出がより少ない原材料（農林水産省温室効果ガス削減見える化実証事業対象農産物など） ・温室効果ガスの排出が少ない代替原材料			
		02	上記にあてはまらない			
05	原材料調達において、地産地消など地域経済活性化の観点を有している	01	原材料調達において、地産地消など地域経済活性化の観点を有している			
		02	上記にあてはまらない			
06	当該商品の製造において、次世代に残す意義がある日本の伝統的な製造法や製品の継承に取り組んでいる	01	当該商品の製造において、次世代に残す意義がある日本の伝統的な製造法や製品の継承に取り組んでいる 対象となる製造法や製品の継承： ・農林水産省の「地理的表示(GI)保護制度」登録加工品 ・文化庁の無形文化財 ・ユネスコ無形文化遺産 ・世界農業遺産、日本農業遺産の対象地域で作られた農産物			
		02	上記にあてはまらない			
07	倫理的認証を有する製品を使用している	01	オーガニック原材料（※有機認証を取得した農産物、畜産物、加工食品、酒類のこと）を調達・使用している ※対象原材料： 農産物：米や小麦、雑穀などの穀物、野菜、果実、豆類、香辛料等 畜産物：牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏、うずら、だちょう、七面鳥、アヒルおよび鴨 加工食品：有機農産物加工食品、有機畜産物加工食品、有機農畜産物加工食品 酒類：有機農畜産加工酒類	01	当該商品自体が、有機JAS認証または同等性を持つオーガニック認証を受けている	
				02	オーガニックに該当する原材料のうち、有機JAS認証または同等性を持つオーガニック認証を受けた製品（原材料）を、重量ベースで95%以上使用している	
				03	オーガニックに該当する原材料のうち、有機JAS認証または同等性を持つオーガニック認証を受けた製品（原材料）を、重量ベースで50%以上使用している	●
				04	オーガニックに該当する原材料のうち、第三者認証ではなく二者認証を受けた製品（原材料）を、重量ベースで95%以上使用している	
				05	オーガニックに該当する原材料のうち、第三者認証ではなく二者認証を受けた製品（原材料）を、重量ベースで50%以上使用している	
				06	オーガニックに該当する原材料を使用しているが、上記いずれもあてはまらない	
				07	オーガニックに該当する原材料を使用していない	

02	倫理的に配慮された農産物を調達・使用している	01	原材料の農産物のうち重量ベースで95%以上、有機JAS認証または同等性のあるオーガニック認証を受けたものを使用している	
		02	原材料の農産物のうち重量ベースで95%以上、第三者認証ではなく二者認証（ただし環境に配慮した土地利用、種の多様性の保持、有機的循環、化学農薬・化学肥料の低減の観点を含む）を受けたものを使用している	
		03	原材料の農産物のうち重量ベースで50%以上、第三者認証ではなく二者認証（ただし環境に配慮した土地利用、種の多様性の保持、有機的循環、化学農薬・化学肥料の低減の観点を含む）を受けたものを使用している	●
		04	原材料の農産物のうち重量ベースで50%以上、次のすべての観点について目標を持ち、自主基準を満たしたものを使用している 1)環境に配慮した土地利用 2)種の多様性の保持 3)有機的循環 4)化学農薬・化学肥料の低減	
		05	原材料として農産物を使用しているが、上記いずれもあてはまらない	
		06	原材料として農産物を使用していない	
	03 倫理的に配慮された畜産物を調達・使用している	01	原材料の畜産物のうち重量ベースで95%以上、有機JAS認証または同等性を持つオーガニック認証、またはRSPCA認証を受けたものを使用している	
		02	原材料の畜産物のうち重量ベースで50%以上、第三者認証ではなく二者認証（ただし施設・飼養環境・飼養管理・繁殖管理・医薬品の使用低減・種の多様性の保持の観点を含む）を受けたものを使用している	
		03	原材料の畜産物のうち重量ベースで50%以上、次のすべての観点について目標を持ち、自主基準を満たしたものを使用している 1)施設・飼養環境 2)飼養管理 3)繁殖管理 4)医薬品の使用低減	●
		04	原材料の畜産物のうち重量ベースで50%以上、次の1つ以上の観点について目標を持ち、自主基準を満たしたものを使用している 1)施設・飼養環境 2)飼養管理 3)繁殖管理 4)医薬品の使用低減	
		05	原材料として畜産物を使用しているが、上記いずれもあてはまらない	
		06	原材料として畜産物を使用していない	

	04	持続性に配慮した水産物（天然魚）を調達・使用している	01	当該商品自体が、国際的な第三者認証（ISEALに認定されているもの）を取得している ※ISEAL：https://www.isealalliance.org/	
			02	原材料の水産物（天然魚）のうち重量ベースで50%以上、国際的な第三者認証（ISEALに認定されているもの）を取得しているものを使用している	
			03	原材料の水産物（天然魚）のうち重量ベースで50%以上、漁業の持続可能性改善プロジェクト（FIP）に取り組む生産者の生産物を使用している	
			04	原材料の水産物（天然魚）のうち重量ベースで50%以上、次のすべての観点について目標を持ち、自主基準を満たしたものを使用している 1)資源の持続可能性 2)漁業に関する管理システム（地域や国内、国際的なルール）の有無 3)漁業が海の生態系に及ぼす影響 4)トレーサビリティ	●
			05	原材料として水産物（天然魚）を使用しているが、上記いずれもあてはまらない	
			06	原材料として水産物（天然魚）を使用していない	
	05	持続性に配慮した水産物（養殖魚）を調達・使用している	01	当該商品自体が、国際的な第三者認証（ISEALに認定されているもの）を取得している ※ISEAL：https://www.isealalliance.org/	
			02	原材料の水産物（養殖魚）のうち重量ベースで50%以上、国際的な第三者認証（ISEALに認定されているもの）を取得しているものを使用している	
			03	原材料の水産物（養殖魚）のうち重量ベースで50%以上、養殖業の持続可能性改善プロジェクト（AIP）に取り組む生産者の生産物を使用している	
			04	原材料の水産物（養殖魚）のうち重量ベースで50%以上、次のすべての観点について目標を持ち、自主基準を満たしたものを使用している 1)種苗の持続可能性（人工種苗の導入） 2)飼料の持続可能性 3)抗生物質など医薬品使用の低減 4)環境評価と管理 5)トレーサビリティ	●
			05	原材料として水産物（養殖魚）を使用しているが、上記いずれもあてはまらない	
			06	原材料として水産物（養殖魚）を使用していない	
	06	フェアトレード原材料を調達・使用している ※対象原材料：コーヒー豆、生鮮果実、カカオ豆、スパイス・ハーブ、蜂蜜、ナッツ、オイルシード・油性果実、加工果物・野菜、サトウキビ糖、茶、野菜（豆類・じゃがいも等を含む）、穀類	01	当該商品自体が、国際的なフェアトレード第三者認証（ISEALに認定されているもの）を取得している ※ISEAL：https://www.isealalliance.org/	
			02	フェアトレードに該当する原材料のうち、国際的なフェアトレード第三者認証（ISEALに認定されているもの）を受けた製品（原材料）を、重量ベースで20%以上使用している	
			03	フェアトレードに該当する原材料のうち、国際的なフェアトレード第三者認証（ISEALに認定されているもの）を受けた製品（原材料）を、重量ベースで20%未満が使用している	●
			04	フェアトレードに該当する原材料のうち、第三者認証ではなく二者認証を受けた製品（原材料）を、重量ベースで20%以上使用している	

			05	フェアトレードに該当する原材料のうち、第三者認証ではなく二者認証を受けた製品（原材料）を、重量ベースで20%未満だが使用している	
			06	フェアトレードに該当する原材料を使用しているが、上記いずれもあてはまらない	
			07	フェアトレードに該当する原材料を使用していない	
07	持続可能性に配慮したパーム油を調達・使用している		01	当該商品の原材料および製造過程において、次のすべての観点について目標を持ち、自主基準を満たしている、トレーサビリティが確保されたものを使用している ※WWFより抜粋 1)熱帯林、泥炭湿地林などの伐採 2)森林火災・泥炭火災 3)生物多様性の損失 4)気候変動 5)土地をめぐる先住民などの紛争 6)土壌侵食・汚染 7)労働と安全問題	
			02	当該商品の原材料および製造過程において、国際的な第三者認証（ISEALに認定されているもの）を取得した、次の観点を満たしたパーム油のみを使用している ・国際的な第三者認証機関から認証を受けた単一もしくは複数の生産農園・搾油工場から供給されたものを原料としている ※ISEAL： https://www.isealalliance.org/	
			03	当該商品の原材料および製造過程において、国際的な第三者認証（ISEALに認定されているもの）を取得した、次の観点を満たしたパーム油を使用している ・国際的な第三者認証機関から認証を受けた生産農園・搾油工場から供給されたものを原料としているが、流通過程で他の非認証油と混合している	●
			04	当該商品の原材料および製造過程において、国際的な第三者認証（ISEALに認定されているもの）を取得した、次の観点を満たしたパーム油を使用している ・国際的な第三者認証機関から認証を受けた生産農園・搾油工場に対して、証書を購入することで金銭的な還元を行っている（RSPO認証におけるBook&Claimに該当する）	
			05	当該商品の原材料および製造過程において、パーム油を使用しているが、上記いずれもあてはまらない	
			06	当該商品の原材料および製造過程において、パーム油を使用していない	

		08	持続可能性に配慮したカカオ豆を調達・使用している	01	原材料のカカオ豆のうち国際的な第三者認証（ISEALに認定されているもの）を取得した、トレーサビリティが確保されているカカオ豆を100%使用している。または、次のすべての観点について目標を設定した自主基準を公表しており、それに基づいて調達したトレーサビリティが確保されているカカオ豆を100%使用している。また調達における取り組みの定期的なレビューを公開している 1)児童労働、強制労働の阻止 2)適正価格かつ継続的な取引 3)森林、生物多様性の保全 4)土壌汚染に配慮した農業管理 5)生産者支援（技術支援、男女平等促進、生活インフラ整備などによる生活支援等）	
				02	次の2つ以上の観点について目標を設定した自主基準を持ち、それに基づいて調達したトレーサビリティが確保されているカカオ豆を100%使用している 1)児童労働、強制労働の阻止 2)適正価格かつ継続的な取引 3)森林、生物多様性の保全 4)土壌汚染に配慮した農業管理 5)生産者支援（技術支援、男女平等促進、生活インフラ整備などによる生活支援等）	
				03	次の2つ以上の観点について目標を設定した自主基準を持ち、それに基づいて調達したトレーサビリティが確保されているカカオ豆を50%以上使用している 1)児童労働、強制労働の阻止 2)適正価格かつ継続的な取引 3)森林、生物多様性の保全 4)土壌汚染に配慮した農業管理 5)生産者支援（技術支援、男女平等促進、生活インフラ整備などによる生活支援等）	●
				04	当該商品の原材料および製造過程において、カカオ豆を使用しているが、上記いずれもあてはまらない	
				05	当該商品の原材料および製造過程において、カカオ豆を使用していない	
		09	持続可能性に配慮したコーヒー豆を調達・使用している	01	原材料のコーヒー豆のうち国際的な第三者認証（ISEALに認定されているもの）を取得した、トレーサビリティが確保されているコーヒー豆を100%使用している。または、次のすべての観点について目標を設定した自主基準を公表しており、それに基づいて調達したトレーサビリティが確保されているコーヒー豆を100%使用している。また調達における取り組みの定期的なレビューを公開している 1)児童労働、強制労働の阻止 2)適正価格かつ継続的な取引 3)森林、生物多様性の保全 4)土壌汚染に配慮した農業管理、加工過程の管理 5)生産者支援（技術支援、男女平等促進、生活インフラ整備などによる生活支援等）	
				02	次の2つ以上の観点について目標を設定した自主基準を持ち、それに基づいて調達したトレーサビリティが確保されているコーヒー豆を100%使用している 1)児童労働、強制労働の阻止 2)適正価格かつ継続的な取引 3)森林、生物多様性の保全 4)土壌汚染に配慮した農業管理、加工過程の管理 5)生産者支援（技術支援、男女平等促進、生活インフラ整備などによる生活支援等）	●

				03	当該商品の原材料および製造過程において、コーヒー豆を使用しているが、上記いずれもあてはまらない	
				04	当該商品の原材料および製造過程において、コーヒー豆を使用していない	
08	アップサイクル商品開発に向けた規格外や未利用の原材料を調達・使用している。	アップサイクル商品開発に向けた規格外や未利用の原材料を調達・使用している。				●
		01 ※魚の場合、幼魚を除く				
		02 上記にあてはまらない				
09	環境負荷が高い動物性の原材料に頼らず植物由来の原材料を調達・使用している	環境負荷が高い動物性の原材料に頼らず植物由来の原材料を調達・使用している				●
		01 植物由来の原材料を調達・使用している				
		02 上記にあてはまらない				

フード評価のしきい値は大項目「調達」に含まれる小項目のうちいずれか1個ですが、小項目07.「倫理的認証を有する製品を使用している」のみ、9つの詳細基準それぞれにしきい値を設定しており、該当する原材料のしきい値を満たした場合に、小項目としてのしきい値を1個満たしたことになります。

大項目02.「包材」

小項目		基準	詳細基準	しきい値
01	包材において、持続性と環境に配慮した取り組みを行なっている	当該商品において、持続性と環境に配慮した取り組みを行なっている。 【取り組み例】 ・リターナブル容器・カトラリーの採用 ・容器・カトラリー・包材等のリサイクル ・容器・カトラリー・包材等をリデュース ・持続性と環境に配慮したプラスチック包材の調達と使用（モノマテリアルのもの、バイオマスプラスチックなど温室効果ガス排出削減を考慮したものなど） ・持続性と環境に配慮した紙包材の調達と使用（第三者認証（ISEALに認定されているもの）を受けているもの）		
		02 上記にあてはまらない		

4.小項目の解説

・温室効果ガス削減の重要性について

地球温暖化によるここ数十年の気候変動は、人間の生活や自然の生態系にさまざまな影響を与えています。たとえば、氷河の融解や海面水位の変化、洪水や干ばつなどの影響、陸上や海の生態系への影響、食料生産や健康など人間への影響が観測され始めています。その大きな原因は温室効果ガス、なかでも二酸化炭素となっており、産業革命以降、急激な経済活動の拡大にともない、排出量が増加してきました。

日本は、2021年4月に、2030年度において温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらにパリ協定の目標値よりも高い50%削減に向けて挑戦を続けることを表明しました。これに基づき、2021年10月に「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が閣議決定され、2050年にカーボンニュートラル（温室効果ガスの排出量と吸収量を等しくすることで、実質的な排出量をゼロにする状態のこと）を実現することを目標に定めています。

火力発電による温室効果ガス排出量が多い中、省エネルギーと再生可能エネルギーの活用が求められており、具体的な取り組みとしては太陽光発電や水素などの自然エネルギーの積極活用、省エネ設備や電気自動車への切り替えなどが挙げられます。また食品製造においては温室効果ガスの排出量が少ない原材料への転換など原材料調達においても取り組みが始まっています。

・食品ロス削減の重要性について

本来食べられるのに捨てられる食品「食品ロス」の量は年間522万t（2020年度推計値）、事業系食品ロスは275万t、家庭系食品ロスは247万tとなっており、事業系食品ロスの中で食品製造業の割合が高くなっています。廃棄された食品は、運搬や焼却の際に二酸化炭素が排出され、環境負荷につながります。

「事業系食品ロスの内訳」

食品製造業・・・121万t

食品卸売業・・・13万t

食品小売業・・・60万t

外食産業・・・81万t

食品産業では、食品廃棄物等の発生自体を減らす「発生抑制」の取り組みが重要です。食品製造等で生じる加工残さなどの「発生抑制」を行い、発生してしまった食品廃棄物等については、飼料や肥料などに「再生利用」に取り組むことで、廃棄処分を減らすことが環境にとっても大切な取り組みです。

・生物多様性保全の重要性について

生物多様性は、「生態系(山・川・海等)・種(動物・植物・昆虫等)・遺伝子(色・形・模様等)」の3つの多様性から成り立っており、この生物のつながりによって、さまざまな恵みがもたらされています。その一方で生物多様性は全世界で危機的な状況にあり、気候変動と並ぶ深刻な地球環境問題となっています。企業は直接的に生物資源を扱わない事業活動であっても、間接的に生物多様性の恩恵を受け、あるいは、生物多様性に影響を与えています。また、経済分野では、生態系サービスの供給源である天然の資本を「自然資本」と呼び、その持続的な利用が事業活動の持続可能性を確保するために不可欠との認識が広がりつつあります。私たちの将来の世代のためにも、生物多様性を守り、持続的に利用していく責任があります。

※詳しくは環境省「生物多様性民間参画ガイドライン第2版」を参照ください。

https://www.biodic.go.jp/biodiversity/private_participation/guideline/BDGL2_ja.pdf

・動物の権利の重要性について

1960年代の英国で、家畜の劣悪な飼育管理を改善させ、家畜の福祉を確保させるために、その基本として「5つの自由」が定められました。現在では、家畜のみならず、ペット動物・実験動物等あらゆる人間の飼育 下にある動物の福祉の基本として世界中で認められています。

1. 飢えと渇きからの自由

- (1) 健康を維持するために栄養的に十分な食餌を与えられている。
- (2) きれいな水をいつでも飲めるようになっている。

2. 不快からの自由

温度、湿度、照明など、それぞれの動物にとって快適な環境を用意できている。

- (1) 自由に身体の向きを変えることができ、自然に立つことができ、楽に横たわることができる。
- (2) 清潔かつ静かで、気持ちよく休んだり、身を隠すことができる。
- (3) 炎天下の日差し、雨風を防ぐことができる。
- (4) キツすぎる首輪など苦痛のある飼育環境にいない

※身動きのできない狭い場所、糞尿まみれの状態、日よけのない炎天下、雨風や騒音などにさらされているといった飼育環境は動物にとって好ましくはありません。

3. 痛み・傷害・病気からの自由

- (1) 怪我をするような危険物のある環境にいない。
- (2) 病気にならないようにふだんから健康管理をしている。
- (3) 痛み、外傷あるいは疾病の兆候があれば、十分な獣医医療が施される。

4. 正常な行動を表現する自由

- (1) 各々の動物種の本来の生態や習性に従った自然な行動が行えるようにする。
- (2) 群れや家族で生活する動物は同種の仲間と生活でき、単独で生活する動物は単独で生活できる。

5. 恐怖や抑圧からの自由

- (1) 精神的苦痛、過度なストレスとなる恐怖や不安を与えず、それから守ること。
- (2) 動物も痛みや恐怖、苦痛を感じることを理解し、その兆候があれば原因を特定し軽減に努める。

・人権保護方針の重要性について

2011年、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」が策定され、企業活動において自社だけでなくサプライチェーンを含めた人権の尊重が求められています。

国連「ビジネスと人権に関する指導原則」は「人権を保護する国家の義務」「人権を尊重する企業の責任」「救済へのアクセス」の3つの柱から構成されています。企業にはこの3つの柱をうけ、次のような方針と取り組みが求められています。

(1) 人権方針の策定

人権を尊重する責任を果たすというコミットメントを企業方針として発信すること。

(2) 人権デュー・ディリジェンスの実施

人権への影響を特定し、予防し、軽減し、どのように対処するかについて説明するために、人権への悪影響の評価、調査結果への対処、対応の追跡調査、対処方法に関する情報発信を実施すること。

(3) 救済メカニズムの構築

人権への悪影響を引き起こしたり、又は助長を確認した場合、企業は正当な手続を通じた救済を提供する、又はそれに協力すること。

5.用語解説

・生物多様性

生物多様性は、「生態系(山・川・海等)・種(動物・植物・昆虫等)・遺伝子(色・形・模様等)」の3つの多様性から成り立っており、この生物のつながりによって、様々な恵みがもたらされています。その一方で生物多様性は全世界で危機的な状況にあり、気候変動と並ぶ深刻な地球環境問題となっています。

・工業的畜産、集約的畜産

大量生産のためにコスト効率を最小限に抑えながら生産の最大化を重視した畜産方法で、単位面積あたりの飼育個体数が著しく多く過密、生産に必要な期間を短縮するための高密度の飼料給餌や抗生剤の投与・飼料添加がなされるなど動物福祉上の問題が発生しやすいとされています。

・倫理的な原材料調達方針

「環境」「動物」「人・社会」に配慮した調達方針です。

・グリーンウォッシュ

事実と異なる環境配慮のイメージや表現で生活者を誤解させるおそれのある広告コミュニケーションや企業活動のことです。

・ゲノム編集技術

標的遺伝子を意図的に変異させることにより、品種改良のスピードを速めたり、品種を開発できる育種技術の一つです。

5. エシカルフードアクションスコア

5.1 エシカルフードアクションスコア概要

持続可能な社会を実現するためには「毎日の食、毎日の買い物から、エシカルを考えてみる。＼ちょっといいもの＼を選ぶ目をもつ生活者になる。」ことが必要だと私たちは考えています。

日々エシカル消費への意識を持ち続け、行動をとり続けなければいけないということではなく、普段の生活の中でよりよい消費行動を選択すること、「環境」「動物」「人・社会」に対して少しでもよい選択を行う生活者が一人でも増えていくことを目指しています。そんなひとりひとりのエシカルに向けたアクションがやがて大きなソーシャルインパクトとなるよう、またそのよりよい消費行動のきっかけやモチベーションにつなげるための「エシカルフードアクションスコア」を提供する予定です。

生活者は、「エシカルフード基準」に沿った食品を購入する際、Vポイントが貯まるカードを提示することで、購買履歴からエシカルフードの購買実績が集計され、「エシカルフードアクションスコア」として付与されます。「エシカルフードアクションスコア」によって生活者自身の消費行動が可視化されることで、「環境」「動物」「人・社会」に対するよりよい消費の選択を促すことにチャレンジします。

5.2 エシカルフードアクションスコア対象商品

「エシカルフードアクションスコア」は、V会員の購買履歴が正しく管理できている商品(商品管理コードが発行・管理されている)が対象です。想定する対象商品は、食品、飲料、日用品で、生鮮食品を除きます。

6.エシカルフード基準策定メンバー

本基準は、「エシカルフード基準(大手企業ver.)」をもとに以下のメンバーによって策定されました。(五十音順)

■有識者

株式会社office3.11 井出留美

株式会社ワンプラネット・カフェ ペオ・エクベリ

立教大学社会デザイン研究科特任教授 河口真理子

一般社団法人Chefs for the Blue 佐々木ひろこ

パタゴニア 日本支社 中西悦子

株式会社honshoku 平井巧

東北大学大学院生命科学研究科教授・サステナビリティの編集プロデューサー 藤田香

株式会社こだわりや 藤田友紀子

CHOMPOO 森枝幹

株式会社グッドテーブルズ 山本謙治

■コアメンバー

株式会社フューチャーセッションズ 有福英幸、芝池玲奈

CCCMKホールディングス株式会社 瀧田希、中岸恵実子、湯浅知里

第4版については、以下のメンバーによって改訂されました。(五十音順)

■有識者

立教大学社会デザイン研究科特任教授 河口真理子
一般社団法人Chefs for the Blue 佐々木ひろこ
株式会社グッドテーブルズ 山本謙治

■コアメンバー

CCCMKホールディングス株式会社 瀧田希、湯浅知里

第2版については、以下のメンバーによって改訂されました。(五十音順)

■有識者

株式会社office3.11 井出留美
株式会社ワンプラネット・カフェ ペオ・エクベリ
立教大学社会デザイン研究科特任教授 河口真理子
一般社団法人Chefs for the Blue 佐々木ひろこ
パタゴニア 日本支社 中西悦子
株式会社honshoku 平井巧
CHOMPOO 森枝幹
株式会社グッドテーブルズ 山本謙治

■コアメンバー

株式会社フューチャーセッションズ 有福英幸、芝池玲奈
CCCMKホールディングス株式会社 瀧田希、中岸恵実子、湯浅知里

エシカルフード基準

(中小企業ver.)

2025年6月25日発行

発行元:CCCMKホールディングス株式会社

<https://ethicalfoodlab.tsite.jp/>

(別紙)
第4版の改定内容

2022年3月30日に「エシカルフード基準2022」(大手企業ver.)公表以降、各方面からのご意見を受け、改めて日本の現状を踏まえたものとして実効性があるか、エシカルフードの基準として適切であるか議論を行った上で、小項目、基準、およびしきい値の改定をいたしました。フード評価の「調達」では、アップサイクルやプラントベースの観点が増加されました。

「エシカルフード基準」(中小企業ver)第4版の改定箇所を以下の通り示します。※改定箇所＝下線部分

■企業評価 大項目02. 動物 中項目02. 動物実験

動物実験廃止の定義について、法的に求められている場合のみを除外していましたが、国や行政要請もあることから修正しました。またヘルスクレームを実証するための実験は廃止の取り組みが進んでいることから、定義に追加しました。

(改定前)			(改定後)		
小項目			小項目		
01	食品の分野において、動物実験廃止(法的に求められている場合を除く)に向けて取り組んでいる		01	食品の分野において、動物実験廃止に向けて取り組んでいる <u>動物実験廃止とは：</u> <u>・ヘルスクレーム実験を廃止している</u> <u>・法規制や国・行政要請がある場合を除き、動物実験を廃止している</u>	
基準		しきい値	基準		しきい値
01	動物実験廃止(法的に求められている場合を除く)に向けて取り組んでいる		01	動物実験廃止に向けて取り組んでいる	
02	動物実験を行っているが、上記にあてはまらない		02	動物実験を行っているが、上記にあてはまらない	
03	事業領域の特性上動物実験を必要とせず、これまで動物実験を実施していない		03	事業領域の特性上動物実験を必要とせず、これまで動物実験を実施していない	

■企業評価 大項目03. 人・社会 中項目05. 地域/コミュニティ・社会への貢献

伝統的な製造法や製品の継承について、定義を明確にするために「農林水産省の地理的表示保護制度登録加工品」と、「文化庁の無形文化財」「ユネスコ無形文化遺産」「世界農業遺産、日本農業遺産の対象地域で作られた農産物」を対象とし、変更しました。

(改定前)			(改定後)		
小項目			小項目		
02	次世代に残す意義がある日本の伝統的な製造法や製品の継承に取り組んでいる		02	次世代に残す意義がある日本の伝統的な製造法や製品の継承に取り組んでいる	
基準		しきい値	基準		しきい値
01	次世代に残す意義がある日本の伝統的な製造法や製品の継承に取り組んでいる 取り組み例の一部： ・天然醸造 ・本枯節 ・八丁味噌、琉球もろみ酢、いぶりがっこをはじめ農林水産省の「地理的表示(GI)保護制度」登録加工品など		01	次世代に残す意義がある日本の伝統的な製造法や製品の継承に取り組んでいる 対象となる製造法や製品の継承： ・農林水産省の「地理的表示(GI)保護制度」登録加工品 <u>・文化庁の無形文化財</u> <u>・ユネスコ無形文化遺産</u> <u>・世界農業遺産、日本農業遺産の対象地域で作られた農産物</u>	
02	上記にあてはまらない		02	上記にあてはまらない	

■フード評価 大項目01. 調達

アニマルウェルフェア認証として「RSPCA認証」を追加しました。また倫理的に配慮された畜産物の観点として、「種の多様性の保持」は困難であることから、定義を変更しました。

(改定前)			(改定後)		
小項目			小項目		
03	倫理的に配慮された畜産物を調達・使用している		03	倫理的に配慮された畜産物を調達・使用している	
基準		しきい値	基準		しきい値
01	原材料の畜産物のうち重量ベースで95%以上、有機JAS認証または同等性を持つオーガニック認証、またはアニマルウェルフェアの第三者認証（GAWAが認定しているもの）をうけたものを使用している ※GAWA : https://gawassurance.org/		01	原材料の畜産物のうち重量ベースで95%以上、有機JAS認証または同等性を持つオーガニック認証、またはRSPCA認証を受けたものを使用している	
02	原材料の畜産物のうち重量ベースで50%以上、第三者認証ではなく二者認証（ただし施設・飼養環境・飼養管理・繁殖管理・医薬品の使用低減・種の多様性の保持の観点を含む）を受けたものを使用している		02	原材料の畜産物のうち重量ベースで50%以上、第三者認証ではなく二者認証（ただし施設・飼養環境・飼養管理・繁殖管理・医薬品の使用低減・種の多様性の保持の観点を含む）を受けたものを使用している	
03	原材料の畜産物のうち重量ベースで50%以上、次のすべての観点について目標を持ち、自主基準を満たしたものを使用している 1)施設・飼養環境 2)飼養管理 3)繁殖管理 4)医薬品の使用低減 5)種の多様性の保持	●	03	原材料の畜産物のうち重量ベースで50%以上、次のすべての観点について目標を持ち、自主基準を満たしたものを使用している 1)施設・飼養環境 2)飼養管理 3)繁殖管理 4)医薬品の使用低減	●
04	原材料の畜産物のうち重量ベースで50%以上、次の1つ以上の観点について目標を持ち、自主基準を満たしたものを使用している 1)施設・飼養環境 2)飼養管理 3)繁殖管理 4)医薬品の使用低減 5)種の多様性の保持		04	原材料の畜産物のうち重量ベースで50%以上、次の1つ以上の観点について目標を持ち、自主基準を満たしたものを使用している 1)施設・飼養環境 2)飼養管理 3)繁殖管理 4)医薬品の使用低減	
05	原材料として畜産物を使用しているが、上記いずれもあてはまらない		05	原材料として畜産物を使用しているが、上記いずれもあてはまらない	
06	原材料として畜産物を使用していない		06	原材料として畜産物を使用していない	

■フード評価 大項目01. 調達

規格外や使用されない、捨てられてしまうはずだった未利用の原材料はエシカルな観点を持っていることから、小項目を追加し、新たなしきい値として設定しました。

(改定前)			(改定後)		
			小項目		
			08	アップサイクル商品開発に向けた規格外や未利用の原材料を調達・使用している	
			基準		しきい値
			01	アップサイクル商品開発に向けた規格外や未利用の原材料を調達・使用している。 ※魚の場合、幼魚を除く	●
			02	上記にあてはまらない	

■フード評価 大項目01. 調達

動物性原材料の代わりとなる植物性由来の原材料はエシカルな観点を持っていることから、小項目を追加し、新たなしきい値として設定しました。

(改定前)		(改定後)	
小項目		小項目	
09	環境負荷が高い動物性の原材料に頼らず植物由来の原材料を調達・使用している		
基準		しきい値	
01	環境負荷が高い動物性の原材料に頼らず植物由来の原材料を調達・使用している		●
02	上記にあてはまらない		

第3版の改定内容

2024年4月22日より、CCCMKホールディングスの提供する「Tポイント」とSMBCグループが提供する「Vポイント」が統合し、新たに「青と黄色の『Vポイント』」としてサービスを開始いたしました。
このブランド名称変更に伴い、本基準を改訂いたしました。

第2版の改定内容

2022年3月30日に「エシカルフード基準2022」(大手企業ver.)公表以降、各方面からのご意見を受け、改めて日本の現状を踏まえたものとして実効性があるか、エシカルフードの基準として適切であるか議論を行った上で、小項目、基準、およびしきい値の改定をいたしました。今後も社会のあり方や、人々の価値観の変化に伴ってアップデートをしていく予定です。

「エシカルフード基準」(中小企業ver)第2版の改定箇所を以下の通り示します。※改定箇所＝下線部分

■企業評価 大項目02. 動物 中項目02. 動物実験
健康食品や医薬品開発など多岐の事業を有している企業の採点対象範囲を明確にするために、「食品の分野において」を追加しました。

(改定前)		(改定後)	
小項目		小項目	
01	動物実験廃止（法的に求められている場合を除く）に向けて取り組んでいる	01	<u>食品の分野において</u> 、動物実験廃止（法的に求められている場合を除く）に向けて取り組んでいる
基準		基準	
01	動物実験廃止（法的に求められている場合を除く）に向けて取り組んでいる	01	動物実験廃止（法的に求められている場合を除く）に向けて取り組んでいる
02	動物実験を行っているが、上記にあてはまらない	02	動物実験を行っているが、上記にあてはまらない
03	事業領域の特性上動物実験を必要とせず、これまで動物実験を実施していない	03	事業領域の特性上動物実験を必要とせず、これまで動物実験を実施していない

■フード評価 大項目01. 調達
温室効果ガスの少ない原材料の選択は、既存の原材料を他の原材料に転換することだけではないため、「使用」に修正し、また取り組み例を追加しました。

(改定前)		(改定後)	
小項目		小項目	
04	温室効果ガスの削減に向けて、排出量の少ない原材料に転換している	04	原材料調達において、温室効果ガス排出量の少ない原材料を使用している
基準		基準	
01	温室効果ガスの削減に向けて、排出量の少ない原材料に転換している	01	原材料調達において、温室効果ガス排出量の少ない原材料を使用している 【取り組み例】 ・ 同一原材料でも温室効果ガスの排出がより少ない原材料（農林水産省温室効果ガス削減見える化実証事業対象農産物など） ・ 温室効果ガスの排出が少ない代替原材料
02	上記にあてはまらない	02	上記にあてはまらない